

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和 8 年 3 月 4 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度「将来設計支援講座事業（大学・専門学校生対象）」業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 19 日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 9 その他、小分類 4 研修業務」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 過去 3 年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、研修業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (9) 岡山県税を滞納していない者であること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約条項を示す場所

岡山県子ども・福祉部子ども未来課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

電 話：(086)226-7347 F A X：(086)226-7902

4 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、「技術提案参加資格確認申請書」（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（1）技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

①配付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月25日（水）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県子ども・福祉部子ども未来課のホームページからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/>)

（2）仕様等に対する質問の受付及び回答

①受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月18日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②質問方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）によりファックスすること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③宛先

岡山県子ども・福祉部子ども未来課 Fax：(086)226-7902

④回答

岡山県子ども・福祉部子ども未来課ホームページに回答を掲載する。

⑤技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（3）技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月18日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②提出書類

ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 会社概要、過去の事業に関する事業実績等

・会社概要（様式任意）は、既存のパンフレット等でも可。

・過去の事業に関する主な実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。

ウ 県税納税証明書（県税に滞納がないことの証明書）

・提出日前3か月以内に発行されたものに限る。

③提出場所

上記3の場所に同じ

④提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（4）技術提案参加資格要件の審査結果

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

5 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

①提出期限 令和8年3月25日（水） 午後5時まで

②提出場所 上記3の場所に同じ

③提出書類

ア 提案書（様式第3号）

イ 企画提案書（「企画提案書作成要領」参照）

ウ 見積書（任意様式その内訳を記載）

・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

④提出部数 5部（正本1部、副本4部）

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時 令和8年3月30日（月）（予定）

②場所 岡山市中区古京町一丁目7番36号 岡山県庁分庁舎会議室

※日時・場所の詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。

※オンラインでの参加も可能とする。なお、その旨事前に申し出ること。

6 契約書の作成要否 要

なお、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

7 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

8 採用者の決定方法

提出書類及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により、別途設置する選定委員会で審査の上、総合的に判断して採用者を決定する。

9 その他

(1) 応募にかかる経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(3) 応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。

(4) 審査の公正を図るため、応募者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項または応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。

(7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。

(8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。

(9) 映像等資料に係る著作権等の全ての権利は県に帰属する。

(10) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。

- (11) 当該事業に係る予算が議会において議決されることが入札執行、契約締結等の条件である。